

令和8年

第1回 定例県議会議案

(附 予 算 説 明 書)

企業局関係

群馬県

令和 8 年第 1 回定例県議会議案目次

第 4 8 号議案	令和 8 年度群馬県電気事業会計予算	3 頁
第 4 9 号議案	令和 8 年度群馬県工業用水道事業会計予算	8
第 5 0 号議案	令和 8 年度群馬県水道事業会計予算	11
第 5 1 号議案	令和 8 年度群馬県団地造成事業会計予算	15
第 5 2 号議案	令和 8 年度群馬県施設管理事業会計予算	19
第 5 3 号議案	群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める 条例の一部を改正する条例	23
第 5 4 号議案	第 2 次群馬県企業局経営基本計画の一部変更について	24

予 算 説 明 書 目 次

令和 8 年度群馬県電気事業会計予算実施計画	27 頁
令和 8 年度群馬県工業用水道事業会計予算実施計画	62
令和 8 年度群馬県水道事業会計予算実施計画	88
令和 8 年度群馬県団地造成事業会計予算実施計画	114
令和 8 年度群馬県施設管理事業会計予算実施計画	137

予 算 附 属 説 明 書 目 次

令和 8 年度群馬県企業局予算総括表	164 頁
令和 8 年度群馬県企業局予算の概要	165
企業債の令和 6 年度末における現在高並びに令和 7 年度末及び 令和 8 年度末における現在高の見込みに関する調書	170
令和 8 年度の主要事業	171

第48号議案

令和8年度群馬県電気事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度群馬県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 発電所数、年間目標供給量及び年間電力料金

区 分	発 電 所 数	年間目標供給量	年間電力料金
水 力 発 電	34 か所	639,303,000kWh	10,916,800 千円
太 陽 光 発 電	3 か所	4,157,000kWh	168,315 千円
合 計	37 か所	643,460,000kWh	11,085,115 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ ほたかのみぐみ かわば発電所建設事業

2,690 千円 (最大出力 199kW、総事業費 990,300 千円)

ロ 枯木沢みらい発電所建設事業

67,068 千円 (最大出力 49.9kW、総事業費 170,000 千円)

ハ 天狗岩総社発電所建設事業

40,737 千円 (最大出力 45.7kW、総事業費 168,000 千円)

ニ 白沢発電所リニューアル事業

4,406,491 千円 (最大出力 26,600kW、総事業費 14,600,000 千円)

ホ 関根発電所水車発電機復旧事業

2,263,578 千円 (最大出力 7,800kW、総事業費 5,500,000 千円)

ヘ 桐生川発電所リニューアル事業

38,830 千円 (最大出力 470kW、総事業費 1,290,000 千円)

ト 既設発電所の設備改良事業

3,912,201 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	電気事業	収益	12,399,244千円
第1項	営業	収益	12,294,038千円
第2項	財務	収益	28,566千円
第3項	営業外	収益	76,640千円
支		出	
第1款	電気事業	費用	11,043,394千円
第1項	営業	費用	10,580,889千円
第2項	財務	費用	7,978千円
第3項	営業外	費用	351,807千円
第4項	特別	損失	2,720千円
第5項	予備	費用	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,705,276千円は、企業債等償還積立金35,751千円、建設改良積立金3,456,846千円、別途積立金1,130,870千円、過年度分損益勘定留保資金8,091,159千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額990,650千円で補てんするものとする。）。

収		入	
第1款	電気事業	資本的収入	388,692千円
第1項	補助	金	41,250千円
第2項	長期貸付金	償還金	347,442千円
支		出	
第1款	電気事業	資本的支出	14,093,968千円
第1項	建設改良	費用	11,085,347千円
第2項	企業債	償還金	35,751千円
第3項	出資金及び	貸付金	1,742,000千円

第4項 利益剰余金繰出金 1,130,870千円

第5項 予備費 100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
利南発電所水車軸受 購入契約	令和9年度	41,580
奈良俣発電所自動制御盤 基板購入契約	令和9年度	1,320
利根発電事務所保守業務 (相俣発電所外クレーン 点検委託外) 委託契約	令和9年度	5,518
吾妻発電事務所保守業務 (湯川発電所外塵芥運搬 委託外) 委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	31,932
吾妻発電事務所調査検討 業務委託契約	令和9年度	62,256
坂東発電事務所 修繕工事請負契約	令和9年度	12,540
坂東発電事務所保守業務 (小出発電所外水路除草 委託外) 委託契約	令和9年度から 令和10年度まで	48,560
渡良瀬発電事務所保守業務 (高津戸発電所外クレーン 点検委託外) 委託契約	令和9年度	8,929
管理総合事務所保守業務 (発電計画関連業務 委託外) 委託契約	令和9年度から 令和12年度まで	184,095
廃棄物収集運搬・処分 委託契約	令和9年度	90,597
発電所修繕工事請負契約	令和9年度	100,000
白沢発電所リニューアル 事業(水圧鉄管更新工事外) 請負契約	令和9年度	304,000
桐生川発電所リニューアル 事業 請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	49,500
枯木沢みらい発電所 建設工事請負契約	令和9年度	83,352
天狗岩総社発電所 建設工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	57,967
開発調査事業請負契約	令和9年度	38,500
相俣発電所外遠方監視制御 装置IP化改修工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	303,600

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
相保発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	8,567
桃野発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	13,200
中之条発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	12,672
利南発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	13,200
田口発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度から 令和11年度まで	240,266
小出発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	29,238
柳原発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度から 令和11年度まで	469,758
下久保発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	99,280
下久保第二発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	78,340
高津戸発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	26,400
沢入発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度から 令和11年度まで	339,340
広池発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	28,402
坂東発電事務所設備改良 事業請負契約	令和9年度	31,240
管理総合事務所設備改良 事業請負契約	令和9年度	47,058
熊倉発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	102,135
狩宿発電所設備改良 事業請負契約	令和9年度	85,668
群馬県企業局再生可能エネルギー・脱炭素化研究開発等助成金	令和9年度	200,000
企業局事業管理システム 運用業務委託契約	令和9年度	2,442

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,655,318千円
- (2) 交際費 258千円

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第49号議案

令和8年度群馬県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度群馬県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給水事業所数	年間協定給水量	年間給水料金
渋川工業用水道	8事業所	38,773,800 m ³	647,777 千円
東毛工業用水道	102事業所	30,335,880 m ³	1,156,578 千円
合 計	110事業所	69,109,680 m ³	1,804,355 千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 既設工業用水道施設の設備改良事業

275,664 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益 2,089,482千円

第1項 営 業 収 益 1,804,355千円

第2項 営 業 外 収 益 285,127千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用 2,126,287千円

第1項 営 業 費 用 1,927,145千円

第2項 営 業 外 費 用 179,142千円

第3項 予 備 費 20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額699,425千円は、企業債等償還積立金86,350千円、当年度分損益勘定留保資金583,373千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,702千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入	287,000千円
第1項 他会計からの長期借入金	287,000千円
支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出	986,425千円
第1項 建設改良費	326,714千円
第2項 企業債償還金	346,395千円
第3項 出資金及び貸付金	100,000千円
第4項 他会計からの長期借入金償還金	163,316千円
第5項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
東毛工業用水道事務所浄水施設耐震診断修正外業務委託契約	令和9年度	39,116
東毛工業用水道事務所配水管路設備点検業務委託契約	令和9年度	28,941
東毛工業用水道事務所北区配水ポンプ分解点検工事請負契約	令和9年度	32,340
東毛工業用水道事務所中央監視設備更新外工事請負契約	令和9年度	32,274
企業局事業管理システム運用業務委託契約	令和9年度	444
東毛工業用水道事務所北ルート配水管路強靱化工事(第1期)請負契約	令和9年度から 令和13年度まで	2,343,880
吾妻川横断配水管路布設工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	3,212,000
東毛工業用水道事務所鶴生田川横断管路整備測量設計業務委託契約	令和9年度	15,510

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 260,969千円

(2) 交際費 102千円

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第50号議案

令和8年度群馬県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度群馬県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水区域、年間協定給水量及び年間給水料金

区 分	給 水 区 域	年間協定給水量	年間給水料金
群 馬 県 水 道	5市2町1村	68,359,755m ³	4,516,412千円

(2) 主要な建設改良事業

イ 県央第一水道建設事業（1系浄水処理施設）

1,623,493千円（総事業費4,267,000千円）

ロ 既設水道施設の設備改良事業

500,023千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第1款	水 道 事 業	収 益	4,896,546千円
第1項	営 業	収 益	4,628,144千円
第2項	営 業 外	収 益	268,402千円
支		出	
第1款	水 道 事 業	費 用	4,652,989千円
第1項	営 業	費 用	4,418,064千円
第2項	営 業 外	費 用	134,925千円
第3項	予 備	費 用	100,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,050,270千円は、企業債等償還積立金639,547千円、建設改良積立金304,314千円、過年度分損益勘定留保資金1,896,964千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額209,445千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	42,520千円
第1項 出 資 金	26,117千円
第2項 工事費負担金	16,403千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	3,092,790千円
第1項 建設改良費	2,353,243千円
第2項 企業債償還金	639,547千円
第3項 予 備 費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県央第一水道事務所天日乾燥床発生土掻取外委託契約	令和9年度	12,782
県央第一水道事務所浄水設備清掃委託契約	令和9年度から令和10年度まで	7,612
県央第一水道事務所発生土分析委託契約	令和9年度から令和10年度まで	1,485
県央第一水道事務所水質測定機器点検委託契約	令和9年度から令和10年度まで	64,361
県央第一水道事務所メダカのバイオアッセイ点検委託契約	令和9年度から令和10年度まで	2,288
県央第一水道事務所ローカル制御装置点検委託契約	令和9年度から令和10年度まで	11,594
県央第一水道事務所浄水場遠隔監視システム情報配信業務委託契約	令和9年度から令和12年度まで	2,200
県央第一水道事務所天日乾燥床更生外工事請負契約	令和9年度	6,809
県央第一水道事務所検水ポンプ修繕外工事請負契約	令和9年度	3,784

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
県央第一水道事務所送水管路 付 属 設 備 点 検 委 託 契 約	令 和 9 年 度	14,278
県央第一水道事務所調整池 予 備 発 電 機 点 検 委 託 契 約	令 和 9 年 度 から 令 和 1 0 年 度 まで	1,386
県央第一水道事務所浄水場 樹 木 管 理 外 委 託 契 約	令 和 9 年 度	19,338
県央第一水道事務所絶縁用 保 護 具 外 点 検 委 託 契 約	令 和 9 年 度 から 令 和 1 0 年 度 まで	2,200
県央第一水道事務所前次垂 注 入 制 御 室 解 体 工 事 請 負 契 約	令 和 9 年 度	3,432
県央第一水道事務所1系浄水処理 施 設 付 帯 設 備 更 新 外 工 事 請 負 契 約	令 和 9 年 度	77,220
県央第一水道事務所送水ポンプ 室 内 外 送 水 管 更 新 外 工 事 請 負 契 約	令 和 9 年 度	150,480
県央第一水道事務所榛東受水点 送 水 弁 操 作 盤 取 替 外 工 事 請 負 契 約	令 和 9 年 度	4,092
県央第一水道事務所取水検水 ポ ン プ 取 替 外 工 事 請 負 契 約	令 和 9 年 度	13,530
県央第二水道事務所水質 測 定 機 器 点 検 委 託 契 約	令 和 9 年 度 から 令 和 1 0 年 度 まで	59,892
県央第二水道事務所1系薬品 注 入 ポ ン プ 更 新 外 工 事 請 負 契 約	令 和 9 年 度	59,448
企業局事業管理システム 運 用 業 務 委 託 契 約	令 和 9 年 度	888
県央第一水道事務所バイパス 導 水 管 流 量 計 設 置 外 工 事 請 負 契 約	令 和 9 年 度	10,956

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 職員給与費 | 501,204千円 |
| (2) 交際費 | 173千円 |

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第51号議案

令和8年度群馬県団地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度群馬県団地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 分譲

区 分	分 譲 面 積	分 譲 収 益
イ 産 業 団 地 分 譲	140,354 m ²	3,941,171 千円
長 野 原 向 原 団 地	10,354 m ²	
館 林 北 部 第 四 工 業 団 地	130,000 m ²	
ロ 住 宅 団 地 等 分 譲	50,656 m ²	1,207,416 千円
三 原 田 住 宅 団 地	(1 区画) 289 m ²	
城 の 岡 住 宅 団 地	(2 区画) 577 m ²	
ふれあいタウンちよだ (住宅用地)	(10 区画) 2,677 m ²	
板倉ニュータウン (住宅用地)	(25 区画) 6,493 m ²	
(商業用地)	(1 区画) 773 m ²	
(業務用地)	(1 区画) 39,847 m ²	

(2) 主要な建設改良事業

区 分	土 地 造 成 費	造 成 面 積
イ 産 業 団 地 造 成	7,488,520 千円	174.0ha
館 林 北 部 第 四 工 業 団 地	16,320 千円	19.3ha
沼 田 横 塚 産 業 団 地	756,000 千円	19.1ha
館 林 大 島 工 業 団 地	1,616,500 千円	56.2ha
桐 生 武 井 東 工 業 団 地	72,500 千円	7.9ha
みどり西鹿田産業団地	52,400 千円	7.6ha

区 分		土 地 造 成 費	造 成 面 積
	安中横野平第二工業団地	478,800千円	16.4ha
	R 地区 (東毛)	721,000千円	14.3ha
	F 地区 (中毛)	1,119,000千円	13.8ha
	K 地区 (中毛)	2,656,000千円	19.4ha
ロ	住宅団地等造成	638,330千円	1.5ha
	板倉ニュータウン(住宅用地)	638,330千円	1.5ha

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	団地造成事業収益	5,208,399千円
第1項	営業収益	5,202,808千円
第2項	営業外収益	5,591千円
支 出		
第1款	団地造成事業費用	4,934,787千円
第1項	営業費用	4,893,418千円
第2項	営業外費用	6,369千円
第3項	予備費	35,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,820,459千円は、過年度分損益勘定留保資金8,818,573千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,886千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	団地造成事業資本的収入	59千円
第1項	雑収入	59千円

支 出

第1款 団地造成事業資本的支出	8,820,518千円
第1項 土地造成費	8,496,053千円
第2項 開発調査費	128,800千円
第3項 業務設備整備費	65,665千円
第4項 出資金及び貸付金	30,000千円
第5項 予備費	100,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
館林大島工業団地 第一期造成工事請負契約	令和9年度	1,702,800
桐生武井東工業団地 造成工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	522,000
みどり西鹿田産業団地 造成工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	758,000
安中横野平第二工業団地 鉄塔移設補償費	令和9年度から 令和12年度まで	170,000
安中横野平第二工業団地 造成工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	1,600,000
R地区(東毛) 造成工事請負契約	令和9年度から 令和10年度まで	1,940,000
F地区(中毛) 測量調査設計業務委託契約	令和9年度	83,000
K地区(中毛) 測量調査設計業務委託契約	令和9年度	98,000
企業局事業管理システム 運用業務委託契約	令和9年度	444

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、4,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金

額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 311,873千円

(2) 交際費 130千円

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種	類	名 称	数 量
1 取得する資産	土地	館 林 大 島 工 業 団 地	25,380 m ²
	土地	R 地 区 (東 毛)	128,000 m ²
	土地	F 地 区 (中 毛)	129,000 m ²
	土地	K 地 区 (中 毛)	164,000 m ²

種	類	名 称	数 量	処分の態様
2 処分する資産	土地	館 林 北 部 第 四 工 業 団 地	130,000 m ²	売払い
	土地	板倉ニュータウン (業務用地)	39,847 m ²	同

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山 本 一 太

第52号議案

令和8年度群馬県施設管理事業会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度群馬県施設管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 賃貸等

区 分	賃 貸 収 益 等	事 業 規 模 等
イ 格納庫賃貸収益	51,069 千円	賃貸棟数 3 棟
ロ ビル賃貸収益	165,882 千円	賃貸面積 4,232 m ²
ハ ゴルフ場使用収益	512,600 千円	施設数 4 施設 年間利用者数 180,000 人

(2) 主要な建設改良事業

イ 前橋ゴルフ場クラブハウス長寿命化改修工事

191,532 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款 格納庫事業収益	51,106千円	
第1項 営業収益	51,105千円	
第2項 営業外収益	1千円	
第2款 賃貸ビル事業収益	201,202千円	
第1項 営業収益	199,017千円	
第2項 営業外収益	2,185千円	

第3款 ゴルフ場事業収益	512,882千円
第1項 営業収益	512,600千円
第2項 営業外収益	282千円
支 出	
第1款 格納庫事業費用	13,755千円
第1項 営業費用	13,755千円
第2款 賃貸ビル事業費用	237,617千円
第1項 営業費用	236,580千円
第2項 営業外費用	37千円
第3項 予備費	1,000千円
第3款 ゴルフ場事業費用	490,801千円
第1項 営業費用	471,897千円
第2項 営業外費用	8,904千円
第3項 予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額325,294千円は、企業債等償還積立金99,745千円、過年度分損益勘定留保資金173,898千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,651千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 賃貸ビル事業資本的収入	57,000千円
第1項 他会計からの長期借入金	57,000千円
第2款 ゴルフ場事業資本的収入	428,000千円
第1項 他会計からの長期借入金	428,000千円
支 出	
第1款 格納庫事業資本的支出	33,140千円
第1項 建設改良費	30,140千円
第2項 予備費	3,000千円

第2款 賃貸ビル事業資本的支出	118,270千円
第1項 建設改良費	94,670千円
第2項 他会計からの長期借入金償還金	18,600千円
第3項 予備費	5,000千円
第3款 ゴルフ場事業資本的支出	658,884千円
第1項 建設改良費	432,153千円
第2項 業務設備整備費	11,200千円
第3項 他会計からの長期借入金償還金	165,531千円
第4項 予備費	50,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (千円)
企業局事業管理システム 運用業務委託契約	令和9年度	222
クラブハウス長寿命化改修工事 請負契約 (除却工事分)	令和9年度	46,200
クラブハウス長寿命化改修工事 請負契約 (建設改良分)	令和9年度	287,298
クラブハウス建築工事 監理業務委託契約	令和9年度	2,618
管理用機械 (散水車)購入契約	令和9年度	24,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業外費用の消費税が不足した場合は、営業費用から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 職員給与費 | 69,464千円 |
| (2) 交際費 | 85千円 |

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

第五十三号議案

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十三年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第三条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

第三条の三の次に次の一条を加える。

第三条の四 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、企業管理規程で定める方法により算出した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業管理規程で定める額を下回る職員に対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月十六日提出

群馬県知事 山 本 一 太

「注」 群馬県職員の例に準じ、初任給調整手当の改正を行おうとするものである。

第54号議案

第2次群馬県企業局経営基本計画の一部変更について

別記のとおり第2次群馬県企業局経営基本計画の一部を変更したいので、群馬県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成20年群馬県条例第21号）第3条第1項の規定により議決を求める。

令和8年2月16日提出

群馬県知事 山本 一 太

別記

第2次群馬県企業局経営基本計画

1 基本構想

(1) 計画策定の趣旨

群馬県企業局は人口減少や電力システム改革など大きな社会の変化に対応するため、将来の企業局のあるべき姿を展望しつつ、それを実現するための指針となる「第2次群馬県企業局経営基本計画」を令和2年度末に策定した。

本計画において、策定から5年以内に見直しを行うものとして定めているため、直近の実績や近年の社会情勢等を踏まえ、計画の一部を変更するものである。

(2) 計画の位置付け

企業局分野の最上位計画

(3) 実施期間

令和3年度から12年度までの10年間とする。

(4) 計画の推進

P D C Aサイクルの考えに基づき事業実績を毎年度評価する。

(5) 計画の構成

第1章 基本的事項

第2章 経営の基本方針

第3章 事業別経営計画

第4章 全事業共通の取組

2 主な変更内容

(1) 最新事業の追加

(2) D X ・ G X の取組強化

(3) 投資・財政計画の見直し